

第82期 定時株主総会 招集ご通知

ステラケミファ株式会社

証券コード：4109

日時 2025年6月27日（金曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

場所 大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号
ホテル日航大阪 5階 鶴の間

目次	第82期定時株主総会招集ご通知	2
	議決権行使についてのご案内	6
	株主総会参考書類	8
	株主通信 TOPICS	36

事前質問の受付について

株主の皆様から本総会の目的事項に関するご質問
を当社ウェブサイトによりお受けいたします。

受付期間

2025年6月5日（木）から

2025年6月20日（金）午後5時40分まで



株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

当事業年度は、国内では多くの産業で業績が好転し、日本経済は緩やかな回復の動きがみられました。世界の半導体市場におきましては、AI関連投資の好調によりメモリやロジック半導体の需要が拡大し、当社グループ業績は前事業年度と比較して、高純度薬品事業および運輸事業において好転いたしました。一方、自動車用途が低迷したほか、産業用途の不振が影響し市場の回復は限定的になっていますが、いずれ上向くものと見込まれています。

先進国では政治勢力図の変化が相次ぎ、特にアメリカ大統領の交代は、世界経済・情勢に大きな影響を及ぼしつつあります。このような環境下にあいながらも、当社グループでは第4次中期経営計画に掲げる施策を着実に推し進め、企業価値の向上に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、当社グループに変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 橋本 亜希

経営 理念

1. 健全で信頼される企業

従業員の安全と健康に最大限配慮し、健全な企業を築き、信頼される企業で有り続けます。

2. 技術の追求

技術を限りなく追求する姿勢を持ち続けます。

3. 知恵と創造

広い視野を持ち、知恵をもって創意工夫し、新しい価値の創造に努めます。

4. 挑戦の精神

全従業員一体となり、目標を成し遂げようとする意志を強く持ちます。

株 主 各 位

大阪府大阪市中央区伏見町四丁目1番1号

ステラケミファ株式会社

代表取締役社長 橋 本 亜 希

第82期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第82期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら「株主総会参考書類」をご検討いただき、後述のご案内に従って2025年6月26日（木曜日）午後5時40分までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時	2025年6月27日（金曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号 ホテル日航大阪 5階 鶴の間
3 目的事項	報告事項 1. 第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第82期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 ＜会社提案（第1号議案から第3号議案まで）＞ 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件 第3号議案 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

<株主提案（第4号議案から第7号議案まで）>

第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件

第5号議案 自己株式取得の件

第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

株主提案（第4号議案から第7号議案まで）の議案の要領は、後述または電子提供措置事項に掲載の「株主総会参考書類」に記載のとおりであります。

4 電子提供措置 について

4頁に記載の「電子提供措置について」をご参照ください。

以上

<議決権行使に関する事項>

- (1) 書面とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権の行使を有効といたします。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効といたします。
- (3) 議決権行使書において、各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎代理人による議決権の行使は、当社定款第16条により議決権を有する株主様1名に委任する場合には限られます。

なお、代理権を証明する書面が必要となりますので、代理人にてご準備のうえ、ご提出いただきますようお願い申し上げます。

## ＜電子提供措置について＞

### 1. 電子提供措置事項掲載ウェブサイト

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、以下のインターネット上の各ウェブサイトに掲載しております。

#### 【当社ウェブサイト】



<https://www.stella-chemifa.co.jp/ir/meeting/>

#### 【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】（※）



<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

※上記東京証券取引所ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ステラケミファ」または「コード」に当社証券コード「4109」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。

### 2. 電子提供措置に伴うインターネットによる開示事項等

- (1) 電子提供措置事項のうち、連結計算書類の連結注記表、計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、会計監査人が会計監査報告を、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした対象書類の一部であります。
- (2) 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

## <事前質問の受付について>

定時株主総会開催前に以下受付期間において、株主の皆様から本株主総会の目的事項に関するご質問を当社ウェブサイトによりお受けいたします。

いただきましたご質問のうち、株主様のご関心が高い事項につきましては、株主総会議場または後日当社ウェブサイトにて回答させていただく予定です。

|      |                                          |
|------|------------------------------------------|
| 受付期間 | 2025年6月5日（木） から 2025年6月20日（金） 午後5時40分 まで |
|------|------------------------------------------|

以下のウェブサイトアクセスいただき、必要項目（ご氏名・株主番号・郵便番号）をご入力いただいたのち、ご質問をご入力ください。

※ご入力の際、お手元に議決権行使書をご準備ください。

### 【事前質問受付ウェブサイト】

[https://www.stella-chemifa.co.jp/shareholder\\_question/](https://www.stella-chemifa.co.jp/shareholder_question/)



※ご質問は本株主総会の目的事項に関わる内容に限らせていただきます。

※重複するご質問等につきましては、ご質問内容を当社にて整理させていただく場合がございます。

※いただいたご質問全てにご回答することをお約束するものではありませんので、あらかじめご了承ください。

※ご回答に至らなかった場合でも、個別の回答はいたしかねます。

# 議決権行使についてのご案内

## 株主総会へ出席

## 書面による議決権行使

## スマート行使およびインターネット等による行使

### 株主総会開催日時

2025年6月27日(金曜日)  
午前10時〔受付開始：午前9時〕

同封の議決権行使書を会場受付へご提出ください。  
資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

### 行使期限

2025年6月26日(木曜日)  
午後5時40分到着分まで

同封の議決権行使書に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。  
各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については「賛成」、株主提案については「反対」の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

### 行使期限

2025年6月26日(木曜日)  
午後5時40分行使分まで

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスして行使ください。  
詳細につきましては次頁をご覧ください。

## 書面による議決権行使

※郵送に数日を要する可能性がございますので、早めにご投函くださいますよう、ご協力お願い申し上げます。

### 議決権行使書のご記入方法のご案内

各議案の賛否をご表示ください。

#### 【第1号議案】

全員賛成の場合：「賛」の欄に○印  
全員反対の場合：「否」の欄に○印  
一部の候補者を反対する場合：「賛」の欄に○印をご表示のうえ、反対する候補者の番号をご記入ください。

#### 【第2、3、4、5、6、7号議案】

賛成の場合：「賛」の欄に○印  
反対の場合：「否」の欄に○印

#### ■ 議決権行使書用紙の記載例

記載例は、会社提案にすべて賛成・第4、5、6、7号議案の株主提案に反対の場合のもので

| 会 社 提 案                  |            |            |  |
|--------------------------|------------|------------|--|
| 第1号<br>議 案<br>(下の候補者を除く) | 第2号<br>議 案 | 第3号<br>議 案 |  |
| 賛                        | 賛          | 賛          |  |
| 否                        | 否          | 否          |  |

第1号議案から第3号議案までは当社取締役会からご提案させていただきます。

| 株 主 提 案    |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 第4号<br>議 案 | 第5号<br>議 案 | 第6号<br>議 案 | 第7号<br>議 案 |
| 賛          | 賛          | 賛          | 賛          |
| 否          | 否          | 否          | 否          |

第4号議案から第7号議案は一部の株主様からのご提案です。

当社取締役会は、第4、5、6、7号議案(株主提案)に反対しております。

当社取締役会の意見にご賛同いただける場合、株主提案には「否」の欄に○印をご表示ください。

#### 議決権行使書を郵送する場合のご記入の注意事項について

##### <誤り例>

|       |   |
|-------|---|
| 議案    |   |
| 賛否表示欄 | 賛 |
|       | 否 |

左記の例のように、議決権行使書の賛否表示欄の賛・否の両方に○を記載してしまった場合は無効票になってしまいます。

##### <訂正例>

|       |   |
|-------|---|
| 議案    |   |
| 賛否表示欄 | 賛 |
|       | 否 |

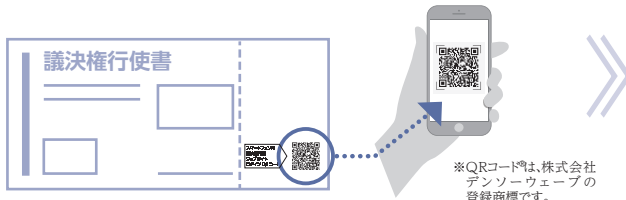
誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、左記のように、どちらか一方を抹消してくださいませう、お願いいたします。

## スマート行使による行使



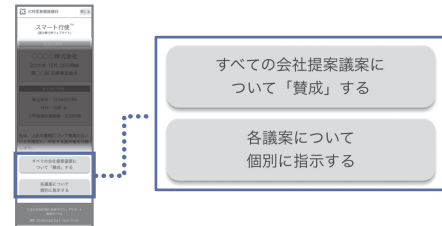
### 1 スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンカブレット端末で読み取ります。



### 2 議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

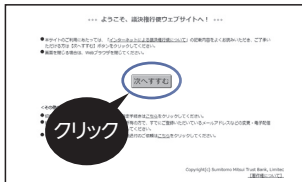


一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書に記載の「議決権行使コード」[パスワード]をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

## インターネット等による行使



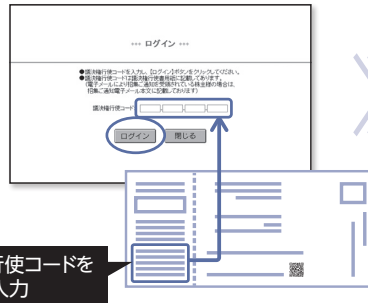
### 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



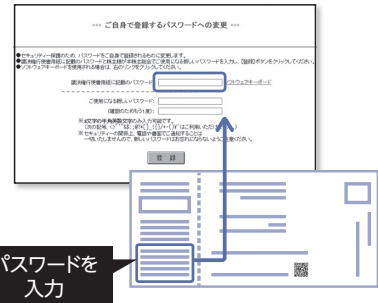
<https://www.web54.net>



### 2 ログインする



### 3 パスワードを入力する



- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ご不明な点等がございましたら、証券代行ウェブサポート専用ダイヤルへお問い合わせください。

**三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル**  
電話0120-652-031 受付時間 午前9時～午後9時 (通話料無料)

※機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

# 株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第3号議案まで）>

## 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員7名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりです。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名                     | 現在の当社における地位、担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                              | 取締役会<br>出席状況 |
|------------|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------|--------------|
| 1          | <span>再任</span> 橋 本 亜 希 | ・代表取締役社長                                                                    | 13/13回       |
| 2          | <span>再任</span> 坂 喜代憲   | ・代表取締役専務 生産統括<br>・ブルーエクスプレス株式会社 代表取締役社長                                     | 13/13回       |
| 3          | <span>再任</span> 高 野 順   | ・常務取締役 研究開発担当                                                               | 13/13回       |
| 4          | <span>再任</span> 小 方 教 夫 | ・取締役執行役員 営業統括兼大阪営業部長                                                        | 13/13回       |
| 5          | <span>再任</span> 土 谷 匡 章 | ・取締役執行役員 三宝工場長                                                              | 13/13回       |
| 6          | <span>再任</span> 中 島 康 彦 | ・取締役執行役員 経理部長                                                               | 13/13回       |
| 7          | <span>再任</span> 飯 島 猛 司 | ・取締役執行役員 シンガポール担当<br>・STELLA CHEMIFA SINGAPORE PTE LTD<br>Managing Director | 13/13回       |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 監査等委員会の取締役の選任についての意見の概要は以下のとおりです。  
監査等委員会は、代表取締役および各取締役と職務の執行状況について意見交換を行ったうえで、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任について、検討いたしました。その結果、各候補者は、深い専門性、豊富な経験、取締役としての適格性を有し、当社の企業価値向上に貢献していることから、本議案で提案されています候補者を、取締役に選任することは適切であるとの結論にいたりました。
3. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1

はしもと  
橋本

あき  
亜希

（1973年12月4日生）

再任

略歴および当社における地位、担当

|           |                 |
|-----------|-----------------|
| 2012年 3 月 | 当社 入社           |
| 2013年 6 月 | 当社 取締役 執行役員社長室長 |
| 2014年 6 月 | 当社 代表取締役副社長     |
| 2015年 1 月 | 当社 代表取締役社長（現任）  |

■ 所有する当社の株式の数  
521,867株

■ 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
6,940株

■ 取締役在任年数  
12年

■ 取締役会への出席状況  
13／13回（100%）

取締役候補者とした理由

橋本 亜希氏は、2015年の代表取締役社長就任以降、目まぐるしく変化する事業環境の中においても卓越した経営手腕を発揮し、当社グループの成長を牽引してまいりました。また、創業家出身者としての存在感は、当社の精神的支柱であるとともに求心力となっており、グループの企業風土・文化の醸成に大きく貢献しております。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者としたしました。

2

さか  
坂きよのり  
喜代憲

(1959年3月30日生)

再任

## 略歴および当社における地位、担当

|           |                       |
|-----------|-----------------------|
| 1982年 4 月 | 当社 入社                 |
| 2003年 6 月 | 当社 取締役 泉工場兼三宝工場長      |
| 2004年11月  | 当社 取締役 退任             |
| 2009年 7 月 | 当社 常務執行役員（生産本部長）      |
| 2010年 6 月 | 当社 取締役 常務執行役員（生産統括）   |
| 2013年10月  | 当社 取締役 専務執行役員（生産統括）   |
| 2019年 6 月 | 当社 代表取締役 専務執行役員（生産統括） |
| 2021年 6 月 | 当社 代表取締役専務（生産統括）（現任）  |

■ 所有する当社の株式の数  
18,000株

■ 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
5,752株

■ 取締役在任年数  
15年

■ 取締役会への出席状況  
13／13回（100%）

## 重要な兼職の状況

2008年 4 月 ブルーエクスプレス株式会社 代表取締役社長

## 取締役候補者とした理由

坂 喜代憲氏は、当社入社以降工場長や生産本部長を歴任し、現在では生産統括として生産部門全体を所管するとともに、2019年6月からは代表取締役を務めるなど、優れたリーダーシップを発揮してまいりました。また、運輸事業を担う当社子会社の代表を兼任しており、代表取締役社長とともにグループ経営全般の監督を行うなど、グループの発展に大きく貢献しております。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者としたしました。

3 たかの じゅん  
高野 順 (1961年6月28日生)

再任

略歴および当社における地位、担当

|          |    |                    |
|----------|----|--------------------|
| 1985年4月  | 当社 | 入社                 |
| 2003年6月  | 当社 | 取締役副社長             |
| 2004年6月  | 当社 | 取締役社長              |
| 2005年11月 | 当社 | 取締役（技術担当）          |
| 2006年1月  | 当社 | 取締役（技術担当兼品質管理部長）   |
| 2007年3月  | 当社 | 取締役 退任             |
| 2010年6月  | 当社 | 取締役 執行役員総務部長       |
| 2013年1月  | 当社 | 取締役 執行役員研究兼開発部長    |
| 2018年6月  | 当社 | 取締役 常務執行役員研究兼開発部長  |
| 2019年6月  | 当社 | 取締役 常務執行役員（研究開発担当） |
| 2021年6月  | 当社 | 常務取締役（研究開発担当）（現任）  |

- 所有する当社の株式の数  
25,500株
- 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
3,481株
- 取締役在任年数  
15年
- 取締役会への出席状況  
13／13回（100%）

取締役候補者とした理由

高野 順氏は、長年にわたり当社の様々な部門やシンガポール子会社における要職を歴任し、当社グループの経営を的確、公正かつ効率的に遂行するための経験・知見を有しています。現在では研究開発担当の常務取締役として、新製品の開発や新規事業の創出に向けた取り組みを先導しております。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

4

お が た の り お  
小方 教夫

(1968年8月28日生)

再任

## 略歴および当社における地位、担当

|          |    |                           |
|----------|----|---------------------------|
| 1992年10月 | 当社 | 入社                        |
| 2008年5月  | 当社 | 東京営業部長                    |
| 2013年10月 | 当社 | 執行役員東京営業部長                |
| 2014年6月  | 当社 | 取締役 執行役員東京営業部長            |
| 2015年5月  | 当社 | 取締役 執行役員（営業統括兼東京営業部長）     |
| 2018年9月  | 当社 | 取締役 執行役員総務部長              |
| 2022年4月  | 当社 | 取締役 執行役員（営業統括兼大阪営業部長）（現任） |

■ 所有する当社の株式の数  
6,000株■ 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
2,819株■ 取締役在任年数  
11年■ 取締役会への出席状況  
13／13回（100％）

## 取締役候補者とした理由

小方 教夫氏は、国内外における豊富な営業経験を通じ、長く顧客との関係構築や事業拡大を牽引してまいりました。さらに管理部門の要職を務め、事業基盤強化に寄与した経験を持ち、現在はその幅広い知見を活かし、再び営業部門の統括としてマーケットを先読みした拡販体制の強化や、販売戦略の構築・推進に尽力しております。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者としたしました。

5

つちや  
土谷

まさあき  
匡章

（1971年3月10日生）

再任

#### 略歴および当社における地位、担当

|           |                      |
|-----------|----------------------|
| 1989年 4 月 | 当社 入社                |
| 2010年 6 月 | 当社 三宝工場長             |
| 2012年11月  | 当社 執行役員三宝工場長         |
| 2016年 6 月 | 当社 取締役 執行役員三宝工場長（現任） |

■ 所有する当社の株式の数  
1,000株

■ 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
2,819株

■ 取締役在任年数  
9年

■ 取締役会への出席状況  
13／13回（100％）

#### 取締役候補者とした理由

土谷 匡章氏は、生産部門での長年にわたる経験により、現在は当社三宝工場長として、工場の安定操業や生産技術の向上等において高いリーダーシップを発揮しております。その高い知見や海外グループ会社での役員の経験を活かし、主力の半導体分野の成長に大きく貢献してまいりました。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者いたしました。

6

なか しま

中島

やす ひこ

康彦

(1959年11月4日生)

再任

## 略歴および当社における地位、担当

|           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 1983年 4 月 | 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行） 入行 |
| 2003年 5 月 | 株式会社りそな銀行 深井支店長          |
| 2008年 1 月 | 同行 大阪公務部営業第一部長           |
| 2016年 8 月 | 当社 出向 経理部長               |
| 2017年 3 月 | 株式会社りそな銀行 退社             |
| 2017年 4 月 | 当社 入社 経理部長               |
| 2017年 6 月 | 当社 取締役 執行役員経理部長（現任）      |

■ 所有する当社の株式の数  
500株

■ 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
2,474株

■ 取締役在任年数  
8年

■ 取締役会への出席状況  
13／13回（100％）

## 取締役候補者とした理由

中島 康彦氏は、長年にわたり大手金融機関において要職を歴任するなど、財務・会計に関する豊富な経験と見識を有しております。2017年に当社取締役に就任後、経理部長として財務戦略の立案、遂行や株主・投資家との建設的対話を担い、それらの知見を踏まえ、当社の業務執行における重要な意思決定を財務面から支えてまいりました。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者といたしました。



いい じま  
飯島

たけ し  
猛司

(1966年10月16日生)

再任

### 略歴および当社における地位、担当

|           |                           |
|-----------|---------------------------|
| 1991年 3 月 | 当社 入社                     |
| 2008年 5 月 | 当社 大阪営業部長兼国際営業部長          |
| 2009年 6 月 | 当社 国際営業部長                 |
| 2015年 6 月 | 当社 大阪営業部長                 |
| 2017年 6 月 | 当社 執行役員大阪営業部長             |
| 2018年 9 月 | 当社 執行役員営業統括兼大阪営業部長        |
| 2019年 6 月 | 当社 取締役 執行役員（営業統括兼大阪営業部長）  |
| 2022年 4 月 | 当社 取締役 執行役員（シンガポール担当）（現任） |

■ 所有する当社の株式の数  
4,100株

■ 信託型株式報酬制度に  
基づく交付予定株式の数  
1,954株

■ 取締役在任年数  
6年

■ 取締役会への出席状況  
13／13回（100％）

### 重要な兼職の状況

2022年 6 月      STELLA CHEMIFA SINGAPORE PTE LTD  
Managing Director

### 取締役候補者とした理由

飯島 猛司氏は、当社入社以降長きにわたり海外営業に携わり、グローバルな事業展開や競争力の強化に尽力してまいりました。2022年6月からはシンガポール子会社に駐在し、経営者としての立場からグローバルなグループ経営の深化とそのシナジーの発揮に貢献しております。これらの実績から、引き続き当社グループの持続的企業価値向上に寄与し、取締役会の意思決定、監督機能強化に貢献することが期待されるため、取締役候補者となりました。

## 第2号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役6名のうち1名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりです。

| 氏 名  |    | 現在の当社における地位、担当<br>ならびに重要な兼職の状況                                                                    | 取締役会<br>出席状況 | 監査等委員会<br>出席状況 |
|------|----|---------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|----------------|
| 社外   | 再任 | ・ 社外取締役（監査等委員）<br>・ 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士<br>・ 株式会社レボインターナショナル 社外監査役<br>・ 株式会社翻訳センター 社外取締役（監査等委員） | 13／13回       | 13／13回         |
|      | 独立 |                                                                                                   |              |                |
| 山本 淳 |    |                                                                                                   |              |                |

- (注) 1. 山本 淳氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 山本 淳氏は、社外取締役候補者であります。なお、山本 淳氏の当社社外取締役（監査等委員）在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
3. 当社は、山本 淳氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としており、同氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定です。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金および争訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、同候補者の選任が承認された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
5. 当社は、山本 淳氏を東京証券取引所に独立役員として届け出ております。本議案が承認可決され同氏が監査等委員である社外取締役として就任した場合、引き続き同氏を独立役員とする予定です。

やまもと じゅん  
**山本 淳** (1970年12月26日生)

再任

社外

独立

略歴および当社における地位、担当

|           |                     |
|-----------|---------------------|
| 1999年 4 月 | 弁護士登録               |
| 2001年 4 月 | 弁護士法人堂島法律事務所 入所     |
| 2015年 6 月 | 株式会社翻訳センター 社外取締役    |
| 2021年 6 月 | 当社 社外取締役（監査等委員）（現任） |

重要な兼職の状況

2005年 4 月 弁護士法人堂島法律事務所 パートナー弁護士  
2015年 6 月 株式会社レボインターナショナル 社外監査役  
2019年 6 月 株式会社翻訳センター 社外取締役（監査等委員）

- 所有する当社の株式の数  
0株
- 取締役在任年数  
4年
- 取締役会への出席状況  
13／13回（100％）
- 監査等委員会への出席状況  
13／13回（100％）

監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

山本 淳氏は、弁護士として企業法務やコンプライアンスなどに精通しており、培われた専門的な知識・経験等を活かし、引き続き当社の取締役の業務執行について客観的な立場から監督するとともに、経営意思決定の妥当性・透明性を確保するための助言をいただけることを期待し、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

## <ご参考> ①取締役のスキルマトリクス

本定時株主総会において、各議案が原案どおり承認可決された場合の取締役会の構成および専門性は、以下のとおりです。

|             | 氏 名                                                  | 性別                                                                                  | 在任期間 | 専門性  |                  |               |          |                  |                |       |
|-------------|------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------|------|------|------------------|---------------|----------|------------------|----------------|-------|
|             |                                                      |                                                                                     |      | 企業経営 | 生産<br>技術<br>研究開発 | 営業<br>マーケティング | 財務<br>会計 | 人事<br>労務<br>人材開発 | 法務<br>コンプライアンス | グローバル |
| 取締役         | 橋本 亜希 <span>再任</span>                                |    | 12年  | ●    |                  | ●             | ●        | ●                |                | ●     |
|             | 坂 喜代憲 <span>再任</span>                                |    | 15年  | ●    | ●                |               | ●        | ●                |                | ●     |
|             | 高野 順 <span>再任</span>                                 |    | 15年  | ●    | ●                |               |          |                  | ●              | ●     |
|             | 小方 教夫 <span>再任</span>                                |    | 11年  |      |                  | ●             |          | ●                | ●              | ●     |
|             | 土谷 匡章 <span>再任</span>                                |    | 9年   |      | ●                |               |          | ●                |                | ●     |
|             | 中島 康彦 <span>再任</span>                                |    | 8年   |      |                  |               | ●        |                  | ●              |       |
|             | 飯島 猛司 <span>再任</span>                                |    | 6年   | ●    |                  | ●             |          | ●                |                | ●     |
| 監査等委員である取締役 | 菊山 裕久                                                |    | 9年   | ●    | ●                |               |          |                  | ●              |       |
|             | 西村 勇作 <span>社外</span> <span>独立</span>                |  | 9年   |      |                  |               |          |                  | ●              |       |
|             | 松村 真恵 <span>社外</span> <span>独立</span>                |  | 7年   |      |                  |               | ●        |                  |                |       |
|             | 山本 淳 <span>再任</span> <span>社外</span> <span>独立</span> |  | 4年   |      |                  |               |          |                  | ●              |       |
|             | 西野 佳代子 <span>社外</span> <span>独立</span>               |  | 1年   |      |                  |               | ●        |                  |                |       |
|             | 内田 明美 <span>社外</span> <span>独立</span>                |  | 1年   | ●    |                  |               |          | ●                |                |       |

※  男性  女性

(注) 上記一覧表は各候補者の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

## <ご参考> ②取締役候補の指名方針と手続き

### 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補の指名方針と手続き

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の候補の指名については、以下の基準に従って、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会が審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえて株主総会付議議案として決議し、株主総会議案として提出いたします。

|   |                                         |
|---|-----------------------------------------|
| ① | 持続的な企業価値向上に資する能力、経営を監督するに相応しい能力を有していること |
| ② | 現在、将来を見据えて、自らの役割を深く洞察していること             |
| ③ | 人格・見識に優れた人物であること                        |
| ④ | 心身ともに健康であること                            |

### 2. 監査等委員である取締役候補の指名方針と手続き

監査等委員である取締役の候補の指名については、以下の基準に従って、取締役会の諮問に基づき指名報酬委員会が審議し、取締役会が同委員会の答申を踏まえ、また、監査等委員会の同意を得たうえで株主総会付議議案として決議し、株主総会議案として提出いたします。

|   |                                                                   |
|---|-------------------------------------------------------------------|
| ① | 公正かつ客観的な立場から取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務執行を監査し、経営の健全性および透明性の向上に貢献できること |
| ② | 企業経営に関する深い理解、無機化学・フッ素化学に関する知見を有していること                             |
| ③ | 人格・見識に優れた人物であること                                                  |
| ④ | 心身ともに健康であること                                                      |

なお、社外取締役については、独立性についても留意することとしています。

## <ご参考> ③社外取締役の独立性判断基準

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準に加え、本人の現在および過去3事業年度において以下に掲げる者のいずれにも該当しない場合には、独立役員であるとみなします。

|   |                                                                            |
|---|----------------------------------------------------------------------------|
| ① | 当社またはその子会社の主要取引先（売上高、仕入高が1事業年度あたり1,000万円を超える法人等）の業務執行者                     |
| ② | 当社またはその子会社の主要借入先（借入金が1事業年度あたり1,000万円を超える法人等）の業務執行者                         |
| ③ | 当社またはその子会社から役員報酬以外に1事業年度あたり1,000万円を超える金銭その他の財産を得ているコンサルタント、弁護士、会計専門家、法律専門家 |
| ④ | 当社の主要株主（10%以上の議決権を直接的または間接的に保有している者）またはその業務執行者                             |
| ⑤ | 当社またはその子会社から1事業年度あたり500万円を超える寄付を受けた団体に属する者                                 |

## 第3号議案 取締役等に対する株式報酬制度の一部改定の件

### 1. 提案の理由および当該報酬を相当とする理由

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を一部改定（以下、「本改定」といいます。）することについて、ご承認をお願いするものです。

本改定は、取締役等の報酬と当社の業績および株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、2025年度から始まる中期経営計画の実現に向けて、さらなる企業価値増大を図る貢献意欲を高めることを目的としております。係る目的を踏まえ、当社が拠出する金銭の上限および取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限を変更いたします。この目的と事由に照らし、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針とも合致しており、本議案の内容は相当であると考えております。

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2016年6月16日開催の第73期定時株主総会においてご承認いただきました取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額年額4億5,000万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）となりますが、前述の報酬枠とは別枠で導入している本制度の報酬等の額および内容等についてご承認をお願いするものであります。

なお、本改定後の本制度の詳細につきましては、後述3. の枠内で、当社取締役会にご一任いただきたいと存じます。また、本議案に関し、監査等委員会は、本改定について、当社のさらなる企業価値向上に対する適切な動機づけになると考えられることから、妥当であると判断いたしました。

第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、現時点での本制度の対象者となる取締役等の員数は、7名の予定となります。

## 2. 本改定の内容

従前の本制度の内容を以下のとおり一部改定します。

（主な改定項目）

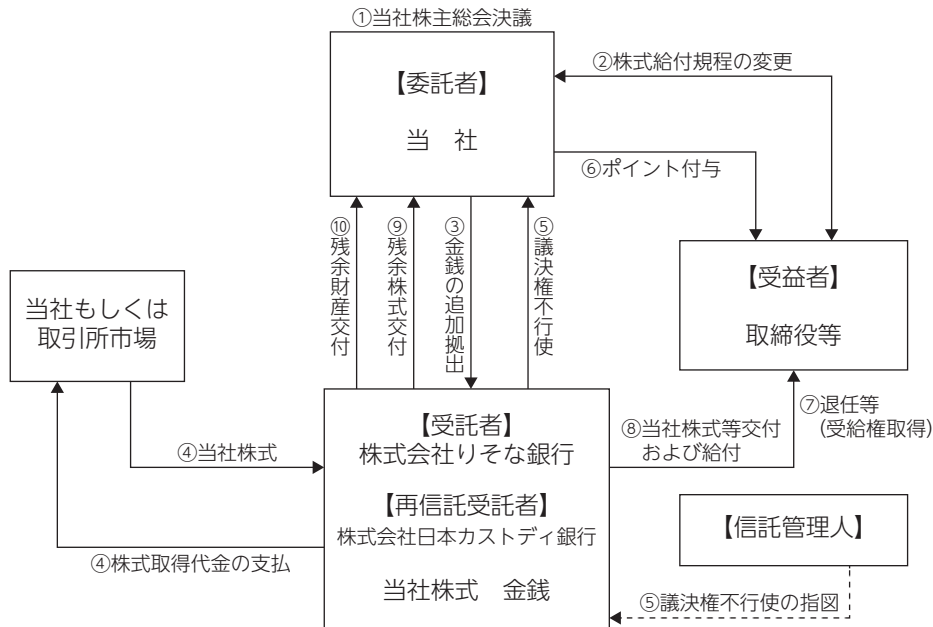
| 項目                              | 改定前                                                      | 改定後                                                 |
|---------------------------------|----------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------|
| 当社が拠出する金銭の上限                    | 対象期間（5事業年度）ごとに、 <u>180百万円</u>                            | 対象期間（5事業年度）ごとに、 <u>250百万円</u>                       |
| 取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限 | 役位別基本ポイント＝年間役員報酬基準額の <u>8%または10%相当額</u> ÷株価（当社株式の平均取得単価） | 役位別基本ポイント＝年間役員報酬基準額の <u>10%相当額</u> ÷株価（当社株式の平均取得単価） |

## 3. 本制度における報酬等の額および内容等

### （1）改定後の本制度の概要

本制度は、あらかじめ当社が定めた株式給付規程に基づき、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（「役員向け株式給付信託」。以下「本信託」といいます。）が当社株式を取得し、取締役等に対して付与するポイントの数に相当する数の当社株式および当社株式の時価相当額（以下「当社株式等」といいます。）を、本信託を通じて各取締役等に対して、取締役等が退任した場合等に交付および給付（以下、当社株式の交付と当社株式の時価に相当する金銭の給付を併せて「当社株式等の給付」といいます。）する制度です。

## 【本制度改定の概要】



- ①当社は本制度の改定に関して本株主総会において役員報酬の承認決議を得ます。
- ②当社は取締役会において、取締役等に対する株式給付規程の変更を行います。
- ③当社は前述①の本株主総会および取締役会で承認を受けた範囲内で金銭を追加拠出します。
- ④本信託は、前述③で信託された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式の処分）または取引所市場（立会外取引を含みます。）を通じ取得します。取得する株式数は、本株主総会で承認を受けた範囲内とします。
- ⑤本信託内の当社株式に係る議決権については、信託期間を通じて一律に行使しないものとします。
- ⑥当社は、株式給付規程に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑦取締役等は、退任等により当社株式等の受給権を取得し、受益者となります。
- ⑧受託者は、受益者に当社株式等を交付および給付します。
- ⑨信託期間の満了時に残余株式が生じた場合、取締役会決議等により信託契約の変更および本信託へ追加信託を行うことにより、本制度もしくはこれと同種の株式報酬制度として本

信託を継続利用するか、または、本信託は当社に当該残余株式を無償譲渡し、当社はこれを取締役会決議により消却もしくは公益法人等に寄附する予定です。

- ⑩本信託の清算時に、当社が拠出する金銭から株式取得資金を控除した信託費用準備金は当社に帰属します。その他の残余財産は、受益者に交付するか、または公益法人等に寄附する予定です。

#### 【本信託の概要】

- ①名称 : 役員向け株式給付信託（金銭信託以外の金銭の信託（他益信託））
- ②委託者 : 当社
- ③受託者 : 株式会社りそな銀行  
株式会社りそな銀行は株式会社日本カストディ銀行と特定包括信託契約を締結し、株式会社日本カストディ銀行は再信託受託者となります。
- ④受益者 : 取締役等のうち、受益者要件を満たす者
- ⑤信託管理人 : 当社と利害関係を有しない第三者
- ⑥本信託契約の締結日 : 2020年8月24日
- ⑦変更契約日 : 2025年8月（予定）
- ⑧信託の期間 : 2020年8月24日から本信託が終了するまで  
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。)

#### （2）本制度の対象者

当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）。

なお、本制度の対象者としての資格を有する取締役であっても、当該取締役の株式の保有状況等を勘案し、本制度の対象外とし、異なる種類の報酬を交付する場合があります。

#### （3）本制度の改定後の対象期間

2026年3月末日で終了する事業年度から2030年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「本対象期間」といいます。）および本対象期間経過後に開始する5事業年度ごとの期間（以下、本対象期間とあわせてそれぞれの期間を「対象期間」といいます。）とします。

#### （4）信託期間

2020年8月24日から本信託が終了するまでとします。（特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続するものとします。）なお、本信託は、当社株式の上場廃止、株式給付規程の廃止等により終了するものとします。

#### (5) 当社が拠出する金銭の上限

当社は、本対象期間に対応する本制度に基づく取締役等への当社株式等の給付を行うため、当社株式の取得資金（以下、「株式取得資金」といいます。）として、1事業年度あたり50百万円に対象期間に含まれる事業年度の数を乗じた金額（本対象期間である5事業年度については250百万円）を上限とした金銭を本信託に拠出します(注)。

また、本対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当社は、対象期間ごとに、前述の金額を上限として本信託に追加拠出を行うこととします。ただし、係る追加拠出を行う場合において、当該追加拠出を行おうとする対象期間の直前の対象期間の末日に信託財産内に残存する株式（以下、「残存株式」といいます。ただし、直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数（ポイントについては、後述（7）参照）に相当する当社株式で取締役等に対する給付が未了であるものを除く。）および金銭（以下、あわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、当該残存株式等の額と追加拠出される信託金の合計額は、各上限額の範囲内とします。なお、当社は、本対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出金額の合計が前述の各上限額となる範囲内で株式の取得資金を追加して信託することができるものとします。

(注)当社が実際に本信託に信託する金銭は、前述の株式取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込額を合せた金額となります。

#### (6) 本信託による当社株式の取得方法および取得株数の上限

本信託による当社株式の取得は、前述（5）の株式取得資金の上限の範囲内で、当社株式を当社からの自己株式の処分による取得または取引市場（立会外取引を含みます。）を通じて取得する方法を予定しておりますが、取得方法の詳細については、本株主総会後に改めて当社で決定し、開示いたします。

なお、本対象期間につきましては、75,000株（付与する株式数の上限については、後述（7）参照）を上限として取得するものとします。また、本対象期間経過後の各対象期間につきましても前述の株数を上限として取得するものとします。

#### (7) 取締役等に対する交付に充てられる当社株式数の算定方法および上限

前述（3）の対象期間中の毎年、3月末日（以下「基準日」といいます。）の取締役等に対して、前年度の業績確定後6月末日までに前年度の基準日における対象者に対して、年間付与ポイントが付与されます。

(ポイント算定式)

取締役等の年間付与ポイント＝役位別基本ポイント

取締役等の累計ポイント＝年間付与ポイントの累計

**【役位別基本ポイント】**

役位別基本ポイントは、各事業年度終了後に開催される取締役会において決定された役員報酬（年間役員報酬基準額）の10%相当額を当社株式の平均取得株価で除して算出します。

役位別基本ポイント＝年間役員報酬基準額の10%相当額÷株価（当社株式の平均取得単価）

当社が取締役等に対して付与するポイントは、1事業年度当たり15,000ポイント（相当する株式数は15,000株）を上限とします。また、本対象期間中の5事業年度において、取締役等に対して付与するポイントは、75,000ポイント（相当する株式数は75,000株）を上限とします。後述（8）の当社株式等の給付に際し、1ポイント当たり当社株式1株と換算し、1株未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとし、当社株式の交付は100株未満を四捨五入し100株単位で行います。ただし、本株主総会において本制度の改定をご承認いただいた後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当てまたは株式併合等が行われた場合には、当社は、分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。取締役等が給付を受ける権利を取得することとなる当社株式等に相応する累計ポイントは、対象期間中に付与された年間付与ポイントの累計となります。

**（8）取締役等に対する当社株式等の交付および給付の時期**

原則として、取締役等が当社役員の退任時において、以下の受益者要件を満たしていることを条件に、所定の受益者確定手続を行うことにより、退任時に定められた累計ポイント数に応じた数の当社株式を交付します。

- ①対象期間中に当社の取締役等であること
- ②解任により退任した者や、在任中に一定の非違行為があった者でないこと
- ③その他本制度の趣旨を達成するために必要と認められる要件を満たしていること

ただし、株式給付規程に定める要件を満たす場合には、納税資金確保の観点から、一定割合について当社株式の交付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。

また、取締役等が死亡した場合には、全てを当社株式の給付に代えて、当社株式の時価相当額の金銭を給付します。なお、金銭給付を行うために、本信託により当社株式を売却する場合があります。

**（9）信託内の当社株式の議決権行使**

本信託内の信託財産である当社株式に係る議決権は、本信託の経営からの独立性を確保するために一律不行使とします。

---

**(10) 信託内の当社株式の配当の取扱い**

本信託内の当社株式に係る配当金は本信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。

なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累計ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

**(11) 信託終了時の取扱い**

本信託は、株式給付規程の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得したうえで、取締役会決議により消却する、または公益法人等に寄附することを予定しております。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する取締役等に対し、各々の累計ポイントに応じて、按分して給付する、または、公益法人等に寄附することを予定しております。

**(12) その他の本制度の内容**

本制度に関するその他の内容については、本信託の設定、信託契約の変更および本信託への追加拠出の都度、取締役会において定めます。

＜株主提案（第4号議案から第7号議案）＞

第4号議案から第7号議案は、株主様1名（議決権の数5,507個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案によるものであります。

なお、以下の議案の要領および提案の理由は、本提案株主から提出されたものを原文のまま記載しております。

**第4号議案 剰余金の配当等の決定機関に関する定款変更の件**

（1）議案の要領

当社の定款第34条を下記の通り変更する。

| 変更前                                                                                                    | 変更後                                                                                                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| （剰余金の配当等の決定機関）<br>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。 | （剰余金の配当等の決定機関）<br>第34条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることができる。 |

（2）提案の理由

当社では定款の定めにより、剰余金の配当等の決定機関は取締役会の決議によって定めるとしており、剰余金の配当等の株主の権利を制限するものです。よって、剰余金の配当等の決定機関を取締役会の決議によって定めることに加え、株主からの提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう定款変更すべきです。

#### 第4号議案についての当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

本議案は、剰余金の配当等について株主からの提案がある場合には株主総会の決議によって定めることができるよう定款の変更を求めるものですが、当社は、剰余金の配当等に関しては、中長期的な企業価値向上に向けた当社の経営戦略および株主の皆様の利益のバランスを考慮した判断が求められることに加え、財務状況や事業環境などを総合的に勘案したうえで機動的かつ柔軟に決定を行う必要があることから、経営判断事項として、株主総会ではなく取締役会の決議により定めることとしております。

当社は、2023年5月に新たな株主還元方針として、総還元性向100%を目標とする旨を定めておりましたが、2024年3月期および2025年3月期の直近2期間において、実際に総還元性向100%超を達成しております。さらに、2025年5月9日に公表した第4次中期経営計画（2026年3月期～2028年3月期。以下、「本中期経営計画」といいます。）では、株主還元方針に関し、より一歩踏み込んだ内容として、①総還元性向は本中期経営計画対象期間の3年間累計で100%以上を目標とすること、および、②配当金は1株当たり年間170円を下限とすることとし、適切な財務体質を実現するため、成長投資や株主還元を拡大するとともに、資本効率の改善に注力することを明確化しております。

このように、当社は、剰余金の配当等に関して、中長期的な企業価値・株主価値の向上の観点から適切に取締役会で決定しており、実際に総還元性向の目標を達成するなど、株主還元の拡充にも着実に取り組んでまいりました。当社といたしましては、剰余金の配当等は、引き続き、中長期的な視点から経営戦略や事業環境を総合的に考慮したうえで、取締役会において機動的かつ柔軟に決定すべき事項であると考えるところ、本議案のように、剰余金の配当等について取締役会決議によらず株主総会によって定めることができるように定款変更を行うことは、当社取締役会の剰余金の配当等の決定における機動的かつ柔軟な意思決定を妨げる要因になりかねないものと考えております。

以上から当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第5号議案 自己株式取得の件

### （1）議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を、株式総数1,297,000株、取得価額の総額金5,577,000,000円を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

### （2）提案の理由

当社の株価は昨年来緩やかな上昇傾向にあったものの、市場は当社の対策がまだ不十分であると評価していると言えます。そこで、更なる当社の株主還元の拡充及び資本効率の向上を図るため、当社が発行済株式総数の約10%を自己株式として取得し、会社法第178条に基づき消却する施策を採用すべきと考えます。

## 第5号議案についての当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、本中期経営計画において、2026年3月期～2028年3月期におけるキャッシュ・アロケーション（以下、「本キャッシュ・アロケーション」といいます。）を策定しております。本キャッシュ・アロケーションにおいては、経営戦略や事業環境を十分に考慮したうえで適切に有利子負債も活用しつつも、成長投資や株主還元を拡大するとともに、資本効率の改善に注力することとしております。なお、本キャッシュ・アロケーションの詳細については、本中期経営計画をご参照ください。

当社は、本中期経営計画において配当金は1株当たり年間170円を下限とすることを既に公表しておりますが、本議案はそれに加えて、1,297,000株（発行済株式総数の約10%）、5,577,000,000円を限度とする自己株式の取得を、定時株主総会の終結から1年以内に行うことを求めるものです。本議案において提案されている5,577,000,000円もの自己株式取得は、その規模が当社の2026年3月期の予想当期純利益27億円の2倍を上回る、明らかに過大なものであることに加え、定時株主総会終結から1年以内という短期間での実施を求めるものであることから、短期的な視点に基づき提案されているものと考えざるを得ません。

このように、本議案は、中長期的な視点の下、成長投資および株主還元等のバランスを意識して策定された本キャッシュ・アロケーションと矛盾するものであるところ、仮に本議案において提案されているような規模の自己株式取得を行えば、経営戦略や事業環境を十分に考慮したうえで決定された本中期経営計画の前提を再検討・変更せざるを得ず、当社の中長期的な企業価値および株主価値を大きく毀損するおそれがあると考えられます。

以上から当社取締役会は、本議案に反対いたします。

（ご参考：株主還元の状況）

|          | 2023/3期 | 2024/3期 | 2025/3期 | 本中期経営計画<br>(2026/3期～2028/3期) |
|----------|---------|---------|---------|------------------------------|
| 1株当たり配当金 | 60円     | 154円    | 170円    | 170円下限                       |
| 自己株式取得   | 13.5億円  | —       | 10.4億円  | —                            |
| 総還元性向    | 91.4%   | 101.5%  | 107.0%  | 3年間累計で100%以上                 |

## 第6号議案 社外取締役の員数に関する定款変更の件

### （1）議案の要領

当社の社外取締役を過半数とするため、当社の定款第17条を下記の通り変更する。

| 変更前                                                                                   | 変更後                                                                                                                       |
|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (員数)<br>第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とし、監査等委員である取締役は、8名以内とする。<br><u>2 （新設）</u> | (員数)<br>第17条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、12名以内とし、監査等委員である取締役は、8名以内とする。<br><u>2 当会社の取締役の過半数は、会社法第2条第1項第15号に規定する社外取締役とする。</u> |

### （2）提案の理由

コーポレートガバナンス・コード原則4－8は、「独立社外取締役は会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するように役割・責務を果たすべきであり、プライム市場上場会社はそのような資質を十分に備えた独立社外取締役を少なくとも3分の1以上選任すべきである。また、上記にかかわらず、業種・規模・事業特性・機関設計・会社をとりまく環境等を総合的に勘案して、過半数の独立社外取締役を選任することが必要と考えるプライム市場上場会社は、十分な人数の独立社外取締役を選任すべきである。」と規定しています。また、コーポレートガバナンス・コード原則4－7は、独立社外取締役の役割・責務の一つとして、「経営陣・支配株主から独立した立場で、少数株主をはじめとするステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させること」を挙げています。

当社は、取締役13名のうち社外取締役は5名となっており、3分の1以上の要件は充たしているものの、より積極的に取締役の過半数を社外取締役とすることで、資本効率を上げ、株主還元を図り、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与するガバナンス体制を整えることができると考えます。

また、社外取締役の人数のみならず、社外取締役の資質についても、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に寄与することができる人材が必要であり、この点、高度の経験とスキルを有するアナリストの登用を検討すべきと考えます。

「アナリストとして高い経験とスキルを持つ人材」の登用は、外部投資家・株主の目線を取締役会にもたらすと同時に、健全なリスクテイクを通じた企業価値向上に資する効果的な手段と考えます。本来、上場企業の取締役会と投資家・株主は企業価値の長期的な向上という同じ目標を共有しながら、不幸にも日本においては両者が対立的な構図でとらえられること

も少なくありません。上述の経験・スキルを持つ取締役が取締役会の議論・意思決定に参画することは、健全なリスクテイクと資本配分、そして市場とのより良いコミュニケーションを通じて取締役会と株式市場の関係を本来の建設的なものにすると考えます。しばしば銀行出身者や会計士が取締役のスキルマトリックスのファイナンス部分を担うと説明されますが、「健全なリスクテイク」を促す観点からは会計や負債市場の専門性だけでは不十分であり、そこにエクイティ市場の専門家を登用する意義があるものと考えます。

### 第6号議案についての当社取締役会の意見

当社取締役会としては、本議案に**反対**いたします。

当社は、透明性および客観性を向上させる観点から、取締役会の任意の諮問機関として委員の過半数が独立社外取締役により構成される指名報酬委員会を設置しております。また、取締役の指名にあたっては、当社の経営戦略、事業環境等を考慮して、重視すべきスキルを選定し、企業価値向上に寄与する人材とその適切な構成について指名報酬委員会で審議し、取締役会へ答申、決定のうえ、株主総会へ付議しております。

現在の当社取締役会の構成は、取締役総数13名中5名が独立社外取締役であり、独立性を有する社外取締役を少なくとも3分の1以上とするプライム市場上場企業に求められるコーポレートガバナンス・コード上の要件を満たしており、かつ、各取締役は企業経営経験者、弁護士、税理士などスキル・経歴ともに多様性を有する構成となっております。以上のとおり、当社取締役会は、経営の執行を監督するうえで求められる、十分な独立性と多様性を有しており、当社の企業価値の持続的な向上を通じ、株主の皆様の利益につながるものと考えております。

一方で、本議案のような規定を定款に設けることは、却って取締役候補者の選択範囲を制限することになり、結果としてその時々における最適な取締役会構成や取締役候補者を検討するうえで妨げとなる可能性もあると考えます。

以上から当社取締役会は、本議案に反対いたします。

## 第7号議案 譲渡制限付株式報酬制度に関する報酬額承認の件

### （1）議案の要領

当社の取締役の報酬限度額は、2016年6月16日開催の株主総会において取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬を年額450百万円以内、監査等委員である取締役の報酬を年額60百万円以内とすることが決議されている。これとは別枠で、2018年6月20日開催の株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対して、ストック・オプションとして新株予約権を割り当てることが決議されている。さらに、これらとは別枠で、2020年6月19日開催の株主総会において、株式給付信託の導入および当該信託に拠出する金銭の上限として、2021年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度を対象として1億8000万円と決議されている。

今般、社外取締役を含む当社の取締役に対し、上記報酬年額と別に、年額500百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとする。

具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するが、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計するものとする。

### （2）提案の理由

弊社は日本の取締役会の最大の弱点が各取締役による株式保有の少なさ、それによる株主目線の欠如にあると考えます。当社においても各取締役の株式保有が少なく、取締役の経済的利益の大半は固定報酬としての基本報酬であり、一部業績の達成に紐づく報酬があるものの、株式報酬の目的である株主との価値共有が不十分と考えます。取締役に当社の企業価値の持続的向上を図る経済的インセンティブを持たせ、株主と利益を一体化することで企業価値向上の成果を株主とともに享受することが必要です。

取締役と株主との価値共有を図るための効果的な株式報酬の目安は、固定報酬の3倍相当とされており、当社は株式報酬制度を導入しているものの、第81期（2023年4月1日から2024年3月31日）では当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）

---

に年額139百万円の固定報酬が支払われているのに対し、株式報酬は18百万円となっており、固定報酬の13%しかありません。このペースでは、取締役と株主との価値共有を図るために効果的な株式報酬の目安とされる固定報酬の3倍相当の株式保有に到達するまで、約23年かかることになります。株式報酬は取締役の在任中に付与されなければ意味がありませんので、より短期間で一定規模の付与がなされる必要があります。

また、欧米においてはほぼすべての主要上場企業において、株主との価値共有に必要と考えられる一定量の株式について一定期間の継続保有要件を定める株式保有ガイドラインが採択されています。数年間の猶予期間を経て、トップマネジメントであれば基本報酬の3～5倍、社外取締役でも報酬の1倍とするケースが大半です。弊社は当社の取締役その他の経営陣にも、過去の常識にとらわれず、世界水準に劣らないオーナーシップのレベルを目指すこと、適切な開示を通じてそのコミットメントを示すことを提案し、株式保有ガイドラインを制定すべきと考えます。

## 第7号議案についての当社取締役会の意見

当社取締役会としては、**本議案に反対**いたします。

当社は、中期経営計画に掲げた施策を着実に実行し、持続的な企業価値の向上を図っていくため、当社の取締役の報酬は、報酬と業績の連動性を明確にしたうえで、株主との価値共有を高め、いく報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責、経験および貢献に応じた適正な水準とすることを基本方針としています。具体的には、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下「業務執行取締役」といいます。）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬および株式報酬により構成し、監督機能を担う監査等委員である取締役および社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととしています。

また、非金銭報酬等については、中長期インセンティブとして、業務執行取締役の報酬と当社の業績および株式価値の連動性をより明確化し、業務執行取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落リスクまでも株主と共有することで、中長期的な業績向上と企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、株式給付信託を導入しております。このように、現状の当社の報酬制度において、既に取締役と株主の皆様との価値共有は十分に図られています。

当社は、取締役の報酬の決定については、報酬等の額の妥当性と決定プロセスの透明性が重要であると考えており、取締役会の任意の諮問機関である指名報酬委員会での審議を経たうえで決定しております。このように、当社の現在の報酬制度は、妥当性および透明性を有しており、取締役に對し、企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与え、株主との価値共有を実現するうえで適切なものであると考えております。

これに対し、本議案では、対象取締役等に対して、年額500百万円以内、付与株式数の上限100,000株の譲渡制限付株式付与のための金銭報酬債権を付与することとし、ROEとTSR（株主総利回り）を含む業績連動型のインセンティブ制度として設計し、かつ、業績基準を満たす場合には累計で固定報酬の3倍相当の譲渡制限付株式を今後3年間で付与するよう設計する旨を提案しています。本株主提案の内容は当社と同程度の事業規模や類似する業種に属する企業の報酬水準を参考に決定された当社の取締役の報酬に関する基本方針から乖離した、基本報酬、業績連動型としての賞与、非金銭報酬等としての株式報酬のバランスを著しく欠く過大な株式報酬制度であるため、適切ではないと考えております。

以上から当社取締役会は、本議案に反対いたします。

以上

# TOPICS

## 1. 第4次中期経営計画の策定

当社は、2026年3月期から2028年3月期までの3年間を対象とする第4次中期経営計画を策定いたしました。第4次中期経営計画は、第3次中期経営計画における地盤固めを経て、真の成長に向けた「変革」の時と位置付けております。以下を基本方針として掲げ、目標実現に向けて取り組んでまいります。

| 第4次中期経営計画の基本方針 |                         |
|----------------|-------------------------|
| 半 導 体 関 連      | ■海外重点市場への販売を強化          |
| そ の 他 製 品      | ■電子材料および一般製品向けの販路を拡大    |
| 研 究 開 発        | ■フッ素化学を基礎とする独自技術を活かした開発 |
| 運 輸            | ■人材の確保・定着・育成の取り組みを強化    |
| 経 営 基 盤        | ■事業成長と価値創造のための経営基盤を構築   |

|         | 実績（2025年3月期） | 目標（2028年3月期） |
|---------|--------------|--------------|
| 売 上 高   | 362億円        | 420億円        |
| 営 業 利 益 | 43億円         | 55億円         |
| R O E   | 6.5%         | 8.0%以上       |

## 2. 新たな株主還元方針の策定

第4次中期経営計画期間（2026年3月期から2028年3月期）における、新たな株主還元方針を以下のとおり定めました。

詳細については、交付書面27頁の「7. 剰余金の配当等に関する方針」に記載のとおりです。

|       |                         |
|-------|-------------------------|
| 総還元性向 | 3年間累計で総還元性向100%以上を目標とする |
| 配 当 金 | 1株当たり年間170円を下限とする       |

### 3. 半導体向け高選択エッチング液の開発に向けた取り組み

半導体の製造においては、基板のシリコンをはじめ異なる材料が多く混在しております。近年は製造プロセスの微細化が進み、「特定の材料のみを選択的にエッチングすること」が極めて重要になってきており、高い選択性をもった薬液が求められております。

当社では、これまでに培ってきた知見や技術を活かし、早期から高い選択性を持つ薬液の開発・販売を進めてまいりました。現在は開発品のさらなる改良に向けた取り組みに注力しており、半導体メモリの製造プロセスにおける薬液の採用を目指してまいります。

### 4. 濃縮ホウ酸の中長期を見据えた取り組み

当社製品の濃縮ホウ酸は、主に加圧水型原子力発電所の中性子吸収用途として使用されており、天然のホウ酸と比較し、安全性の向上・利便性の向上・維持管理コストの低減が期待されています。海外においては中国での需要増加が見られるものの、現地メーカーの台頭により、販売競争は厳しさを増してきております。

当社では、今後、日本・欧州・北米等のエネルギー政策において見込まれる需要拡大に対応すべく、事業基盤の強化に向けて取り組みを進めてまいります。

### 5. 半導体用高純度薬液の拡販に向けた取り組み

半導体市場は、データセンター投資の継続に加え、AI機能搭載端末の増加など、AI関連における裾野の広がりが半導体需要拡大に寄与すると見込まれております。また、世界経済の緩やかな拡大が、半導体需要を押し上げると期待されております。

当社では、2025年度以降に稼働・建設が予定されている、世界各国の国家戦略としての先端半導体工場などへ販売拡大を図るとともに、供給体制の強化に向けた取り組みを進めてまいります。

メ

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

## 株主総会会場ご案内略図

場所：大阪府大阪市中央区西心斎橋一丁目3番3号  
ホテル日航大阪 5階 鶴の間



■ 交通のご案内 大阪メトロ御堂筋線心斎橋駅「8号出口」と直結しております。(徒歩3分)

[新大阪駅]より大阪メトロ御堂筋線 約14分

[天王寺駅]より大阪メトロ御堂筋線 約8分

[梅田駅]より大阪メトロ御堂筋線 約7分

[大阪（伊丹）空港]より大阪モノレール線 千里中央駅經由  
北大阪急行線 大阪メトロ御堂筋線 約49分

[なんば駅]より大阪メトロ御堂筋線 約2分

[関西国際空港]より南海空港線 難波駅經由  
大阪メトロ御堂筋線 約46分

※駐車場のご用意はできませんので、あしからずご了承ください。



車椅子をご利用の方は、大阪メトロ御堂筋線心斎橋駅「4-A出口」のエレベーターをご利用いただけますと、階段を利用せずに、地上階までお上がりいただけます。  
ホテルまでは御堂筋をお渡りください。